



公益社団法人 被害者支援センターえひめ

サポートニュースえひめ

2021年2月発行

【第34号】



愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 **被害者支援センターえひめ**

所在地 松山市井門町544番地4
相談電話 089-905-0150
相談日 火曜日～土曜日 10:00～16:00
(年末年始、祝祭日を除く)



被害者支援に関わって思うこと

愛媛弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長

弁護士 藤 田 育 子

私が公益社団法人被害者支援センターえひめ（以下「支援センター」と言います。）と初めて関わりを持たせていただいたのは、平成26年秋のことでした。当時、日弁連や四国弁連の犯罪被害者支援委員会の委員も務めておりましたが、愛媛弁護士会の委員会活動は低迷しており、外に出て行っても報告できる活動実績がなく、とても恥ずかしい思いをしておりました。そのような中で、高知で開かれた犯罪被害者支援全国経験交流集会に出席して、高知では被害者支援センターと弁護士会が連携して被害者支援に携わっているという報告を受け、愛媛でも同様のものを是非作りたいと思ったのが支援センターと関わるきっかけになりました。その後、田所前センター長や副理事長の市川武志弁護士のご尽力もあって、平成27年4月から当委員会と支援センター、法テラス愛媛との連携による犯罪被害者法律相談を始めることができました。

6年を経て、今ではセンター長を初め、支援員の皆さまとの交流は、当委員会の活動にとって、欠くことのできないものとなりました。連携して被害者支援に当たらせていただくことで、たくさん勉強をさせていただき感謝しております。とりわけ、支援員の皆さまの徹底して被害者に寄り添う姿勢には、本当に頭が下がります。

ところで、犯罪被害者支援における弁護士の役割については、一般の方にはあまり理解されていないのではないかと思います。しかし、実際には、被害者支援のさまざまな場面で、弁護士はいろいろな支援を行うことができます。費用をご心配される方には、日弁連が行っている委託援助事業や法テラスのDV等被害者相談、民事法律扶助などの制度もございます。支援センターを通じてでも結構ですので、どうか私たちにお声をかけてください。

犯罪被害者支援は、単独では到底担いきれません。個々の事案ごとに必要とされる支援は異なりますし、同じ事案でも時期や場面によって、その内容は変わってきます。また、法的支援、医療的支援、経済的支援、精神的支援など様々な角度からの支援が同時に求められることも多々あります。それぞれの立場でできることを認識し、連携先や連携方法を相談しながら、チームで支援に当たることが不可欠だと思います。支援センターとの連携で、そのことを強く思わされています。何より、被害者にとっては、ワンストップで支援を受けられる仕組みが必要です。そういう意味で、性暴力被害について、愛媛にもえひめ性暴力被害者支援センター（ひめここ）が設立されたことは大きな前進であったと思っています。

今、愛媛県で課題となっているのは、犯罪被害者等の支援に特化した条例の早期制定です。近年、犯罪被害者支援のための法整備は進んできておりますが、真に被害者等のニーズに対応した支援や施策は、住民に最も身近な地方自治体が担うことがふさわしいと考えます。全国的に犯罪被害者等の支援に特化した条例制定が進んでおり、この四国でも既に高知では施行されています。また、香川、徳島においても条例自体は制定されて、本年4月1日から施行される予定と聞いております。愛媛は取り残された感がありますが、遅れた分、内容の充実した全国に誇れる条例を是非とも制定してほしいと心から願います。そして、そのために、私たちも法律専門家の立場で関わっていきたいと思っています。





警察では、センターと連携して、さまざまな支援活動に取り組んでいます。

警察の捜査、裁判所の公判がどのように進むのか、弁護士はどうすればいいのか、センターの支援はどのようにすれば受けられるのかなどについて、丁寧に説明しています。

情報提供

付添支援

捜査員による事情聴取や病院の受診、検察庁・裁判所等からの呼び出し、公判に出廷するなどの際、被害者や御遺族に付添をしています。



愛媛県警察本部
犯罪被害者支援室

性犯罪被害者の方が医師の診察を受けた場合の初診料・検査費や傷害事件等の被害者の診断書料※について公費負担しています。

初診料等の
公費負担

※公費負担条件があります

カウンセリング
制度

臨床心理士の資格を持った警察職員によるカウンセリングや警察で紹介する医師等のカウンセリングを受けることができます。費用はかかりません。

性犯罪被害専用相談電話
#8103 (ハートさん)

警察相談電話

#9110

のほか、各警察署でも24時間、警察職員が相談を受け付けています。

各種相談

犯罪被害
給付

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の御遺族、また、重傷病や障害を負った被害者の方に、法令に基づき給付金を支給※しています。

※公安委員会の審査があります

問合せ：被害者支援室 089-934-0110(内線 2193)

公益財団法人 松山済美会 様 全国被害者支援ネットワークより感謝状を受賞



犯罪被害者支援の重要性を認識いただき15年にわたり多大な支援をいただくとともに、賛助会員となり、寄付型自販機、ホンデリングなど財政面で全面協力を得ています。

西川さん感謝状受賞

令和2年7月1日、被害者視点での矯正教育に対して「高松矯正管区長」から西川支援員が感謝状を受賞されました。



「令和2年度犯罪被害者等に関する標語」
【最優秀作品】国家公安委員会委員長賞



愛媛大学教育学部附属中学校
大本 帆 夏さん

【作品コンセプト】

自分の勇気を出してとった行動で、傷ついた人への支えとなれば
いいな♡

「令和2年度大切な命を守る全国作文コンクール」
警察庁犯罪被害者支援室長賞



愛媛県立北条高等学校
橋本 こう子さん

【想い】

「自分はいつも誰かを助け、誰かにいつも助けられている」という
言葉を知ってほしいな♡

寄附金贈呈式

令和2年7月9日（木）愛媛県遊技業協同組合様からご寄附をいただきました。犯罪被害者等の支援活動に使わせていただきます。ありがとうございました。



♡「被害者支援センター えひめ」の活動を支えてください♡

下記詳細は事務局までお問い合わせください。

asitaカード

～ カードのご成約、ご利用で被害者の支援 ～

ひめぎんJCBカード（asita）を使うことで、愛媛ジェーシーピーから成約毎・利用額の一部が当センターに寄付され、被害者の支援活動に活用されます。



賛助会員・寄付

【賛助会員年会費】

個人 一口：1,000円 法人 一口：10,000円
※一口以上何口でもご加入いただけます

【寄付】

金額や口数に関係なく随時受け付けています。

ホンデリング

～ ホンデ広がる支援の輪 ～



ご家庭や職場の読み終えた本やCD・DVD・ゲームを寄付してください。

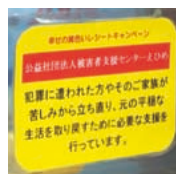
チャリボン（株）バリューブックス運営）から買い取り相当額が、公益社団法人全国被害者支援ネットワークを通じて当センターに寄付されます。

幸せの黄色いレシートキャンペーン

毎月11日イオン・デー

イオンスタイル松山で買い物を
して、レジ精算時に受け取った黄色いレシートを店内備え付けのボックスに投函してください。

レシート合計の1%分の品物が当センターに寄贈されます。



編集後記

思いもよらぬコロナ禍の1年、このような中であって今回は若い人たちの快挙を中心に機関紙を飾って頂きました。表紙は、愛媛県立小松高等学校 武田 瑚桃さんの作品です。

本年は、センター開設20周年となります。多くの皆様に支えられて今日あることを感謝申し上げます。今後さらに「自己防衛」と「祈疫病退散、願平穏無事」で頑張っていきたいと思います。（事務局）

【発行】

愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 被害者支援センターえひめ

〒791-1114 愛媛県松山市井門町544番地4
TEL(089)905-0170 FAX(089)905-0160
E-mail info@shien-ehime.or.jp